北杜市奨学金返還支援事業助成金

北杜市内に定住し、かつ、就業している方又は求職者等が返還している奨学金(利息相当額含む)の 一部又は全部を助成します。

- ○就業している方(正規の職員及び従業員、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託等の方、 フリーランスを含む個人事業主、自営業者、事業専従者)
- ○求 職 者 等 (求職者及び専業主婦(主夫))

就業の 有無	就業地	助成対象経費	助成率	上限額	助成対象期間
あり	市内	申請日の属する年度中に助成対象	10/10	年額30万円	5年を限度
	市外	者が返還した奨学金及び利息相当	1/2	年額10万円	
なし		額	1/2	干領IU刀门	

※繰上返還及び返還期限猶予中の返還額は、助成対象経費に含みません。



対象となる奨学金・大学等

- 1 対象となる奨学金
- ✓ 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金・ 第二種奨学金
- ✓大学、都道府県並びに公益法人等が行う経済的事由により修学に困難がある者に対して貸与する学資
- 2 大学等
 - ✓大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校

助成対象者

- 1 助成金の申請日において、次のいずれにも該当する方が対象です。
- ∨住民基本台帳に記録された方
- ✓本市に定住し、かつ、就業している方又は求職者等
- ∨初回申請日において、本市に定住後1年以内であること
- ✓初回申請日の属する年度の末日時点において35歳未満の方
- ✓他の制度による助成金等を受けていないこと
- ✓助成金交付決定の取消しを受けたことがないこと
- ✓奨学金の返還及び市税に滞納がないこと
- ✓ 自ら奨学金を返還していること
- ✓暴力団に関係していないこと
- 2 令和5年4月1日より前に市内に住民登録し、市外を生活の本拠地 としていた者が、令和5年4月1日以降市内に居住の実態を移した方 については、1に該当すれば助成対象者となります。
- 3 国家公務員及び地方公務員として就業する方は除きます。

交付申請

- 1 申請者は、交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、 3月31日までに提出してください。
- ∨住民票(申請日から3箇月以内に発行されたもの)
- ✓申請者が居住の実態を市外に移していたことを証するもの
- ✓ 奨学金貸与証明書又はこれに準ずるもの
- ✓大学等が発行する卒業を証明する書類
- マ申請年度の本市の納税証明書 転入者にあっては、申請年度における前住所地の 納税証明書(申請日から3箇月以内に発行されたもの)
- ✓誓約書兼同意書
- 2 助成金の交付申請は、年度ごとに申請してください。

実績報告

- 1 交付決定者は、助成金を受けようとする年度に係る奨学金の 返済を完了した後、実績報告書に、次に掲げる書類を添えて、 提出してください。
- ✓ 奨学金返済証明書又は申請日の属する年度中に返還すべき 奨学金の助成対象経費を証するもの
- ∨就労証明書
- ✓直近の確定申告書又は住民税申告書の写し
- ✓事業専従者であることがわかる書類の写し
- ∨ハローワークカードの写し
- 2 書類の提出期限は、当該助成対象事業の完了した日から起算 して1箇月を経過した日又は助成対象事業の完了の日が属する 年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日です。



企画部ふるさと納税課 シティプロモーション担当 〒408-0188 北杜市須玉町大豆生田961-1 TEL 0551-42-1324 詳細はQRコードからアクセスしてください。





北杜市奨学金返還支援事業助成金交付要綱

交付申請(第8条)

交付申請書(様式第1号)

必要書類添付

交付決定(第9条)

内容審査

交付(不交付)決定通知書(様式第4号)

(理由がある場合)取下げ(第10条)

交付申請取下げ書(様式第5号)

(該当する場合)変更等の承認(第11条)

交付変更(中止)承認申請書(様式第6号)

交付変更(中止)承認書(様式第7号)

実績報告(第12条)

実績報告書(様式第8号)

必要書類添付

額の確定(第13条)

内容審査

交付確定通知書(様式第10号)

請求(第13条)

交付請求書(様式第11号)

助成金の支払

よくある質問の回答

- ・国税庁の「学資に充てるための費用を支出したとき」の要件を満たす場合は、非課税となり得ます。
- ・嘱託等の等とは、いわゆる名ばかり正社員、家庭内職者、家政婦を想定しています。
- ・本制度以外の奨学金返還支援を受けた額を差し引いて支援することはありません。
- ・移住定住を促進する観点から、令和5年4月1日より前に市内に住民登録し、居住している方は助成対象者となりません。
- ・育児休業及び介護休業を取得した場合は、内容等の変更手続きを行っていただきますが、助成金の額は変更になりません。例えば、正規雇用者から専業主婦といった変更等は助成金の額も変更になります。
- ・初回に交付決定した年度から起算して5年を限度に助成金を受領した方が、転勤又は出向、転出、辞退など助成 対象者の要件を満たさなくなった場合で、その後要件を満たしたとしても、公益上、申請することはできません。
- ・「初回に交付決定した年度から起算して5年を限度とする」とは、「連続して5年」となります。つまり、通算して5回助成するものではありません。
- ・本市に住民票があり、居住の実態を市外に移していたことを証するものとして、例えば、借家の賃貸借契約書の写し 及び光熱水費支払請求書等の写しなどを提出していただきます。
- ・申請日の属する年度中に返還すべき奨学金の助成対象経費を証するものとは、本人口座から引き落としされた預金通帳の写し又は払込取扱票(振込通知書)となります。
- ・助成対象者が市内に定住した期間が1年に満たない場合及び助成金の額に変更が伴う場合の助成金の額を算定するときは、日割りはせず月割りで算定します。後段における基準日は、毎月初日となります。